



山形県公報

平成15年4月1日(火)

号 外(39)

目 次

規 則

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則.....(人 事 課)...1
 地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則.....(同)...同

規 則

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第46号

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則(昭和31年8月県規則第46号)の全部を改正する。

(企業局の職)

第1条 企業局の職員のうち、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書の規定に基づき、企業管理者がその任免につき、あらかじめ知事の同意を得なければならない主要な職員の範囲は、次に掲げる職にある者とする。

- (1) 局長
- (2) 局次長
- (3) 本局の課長、主幹、副主幹、課長補佐、技術補佐及び専門員
- (4) 事業所の所長、副所長(庄内地区水道事務所に置かれるものに限る。)及び支所長

(病院事業局の職)

第2条 病院事業局の職員のうち、地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定に基づき、病院事業管理者がその任免につき、あらかじめ知事の同意を得なければならない主要な職員の範囲は、次に掲げる職にある者とする。

- (1) 副管理者
- (2) 局長
- (3) 局次長
- (4) 本局の課長、業務名を冠する主幹、副主幹、課長補佐及び専門員
- (5) 病院の院長、副院長、所長、副所長、事務局長、事務局次長、看護部長、薬局長及び業務名を冠する主幹

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第47号

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則(昭和42年6月県規則第30号)の全部を改正する。

(企業局の職)

第1条 企業局に置かれる職のうち、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に基づき知事が定める職は、次のとおりとする。

- (1) 局長
- (2) 局次長
- (3) 本局の課長、主幹、副主幹、課長補佐、技術補佐及び専門員
- (4) 事業所の所長、副所長、支所長及び副支所長
(病院事業局の職)

第2条 病院事業局に置かれる職のうち、地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職は、次のとおりとする。

- (1) 副管理者
- (2) 局長
- (3) 局次長
- (4) 本局の課長、業務名を冠する主幹、副主幹、課長補佐及び専門員
- (5) 病院の院長、副院長、所長、副所長、事務局長、事務局次長、部長、副部長、課長、看護部長、副看護部長、薬局長、副薬局長、業務名を冠する主幹、専門員及び技師長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。